

令和7年度（2025年度）授業料減免について

1 授業料減免の種類

本学では、一定の成績を修め、かつ経済的理由により授業料納入が困難な学生のために、授業料減免制度を設けています。授業料減免には、「定期減免」と「緊急減免」の2種類があります。

2 定期減免と緊急減免の概要

	定期減免 (<u>大学院生・外国人留学生のみが対象</u>)	緊急減免 (<u>全ての本学学生が対象</u>)
申請要件 ※右に記載した①～③の3つの要件をすべて満たしている場合にのみ申請できます。	<①経済要件> 【博士前期課程又は博士後期課程の者】 減免額算定基準額51,300円未満の世帯又は多子世帯(子を3人以上扶養)で減免額算定基準額154,500円未満の世帯	<①経済要件> 本学在学期間中において、学資負担者が <u>以下の事由により生活が困窮し、授業料の納付が極めて困難となった世帯に属する者</u> ・風水害その他の災害による被災 ・死亡又は長期療養（6か月以上）
	【外国人留学生】 収入状況等調書等により、住民税所得割2万円以下の世帯に該当すると見なされる者	本学在学期間中において、 <u>新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により家計が急変し、授業料の納付が極めて困難となった世帯に属する大学院生又は外国人留学生</u>
	<②成績要件> 【大学院生】 研究科委員会の推薦 【外国人留学生】 1年次：なし 2年次以上：標準的な修得単位数で、前年度後期もしくは前年度後期までの累積のGPAが2.5以上	<②成績要件> 1年次：なし 2年次以上：直近学期もしくは入学後の通年の成績がGPA2.5以上 ※ただし、大学院生は、これに限らず研究科委員会の推薦による
	<③奨学金等要件> 奨学金の申請をしているもの、又は、入学手続完了後に授業料の減免の原因となる事実が発生し、当分の間就学が困難と認められるもの	
減免額	【博士前期課程又は博士後期課程の者】 減免額算定基準額に応じ全額～1/4 【外国人留学生】 全額	減免決定後最初の納期分より全額 ※大学院生又は外国人留学生のうち、 <u>新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響による家計急変を事由とする者は減免額算定基準額に応じ全額～1/4</u>
申請期間	毎年度1回 (<u>令和7年度は7月14日～8月8日</u>)	随時 (<u>事由発生から3か月以内</u>)

※上記表の要件に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する者は原則とし減免の対象としません。

- ・合理的な理由なくして奨学金等の受給申請を行わない者
- ・やむを得ない理由を除き、修業年限を超えて在学している（見込みを含む）者
- ・減免の申請期間中及び過去1年以内に学則の規程により懲戒処分を受けた者
- ・減免を受けようとする当該年度において、休学した期間がある者又は休学することが決定している者
- ・生活実態やその他の理由により、減免が適当でないと認められる者

※授業料減免制度は本学独自のものです。兄弟姉妹が他の国公立大学等で授業料減免を受けていても、本学では認められないこともあります。

【授業料減免制度の趣旨】

授業料の減免を受けるということは、その減免額を大学から支給されるのと同じことです。そして、その財源は大学（学生の授業料や公費）から賄われているため、経済的に非常に困難でありながら、頑張って勉学に励み、他の支援制度（奨学金等）も十分に活用していることが認められた場合にのみ、減免が許可されます。

前記要件に該当していれば、申請は可能ですが、大学の財政事情その他により減免が許可されないこともありますので、あらかじめ同制度の趣旨についてご理解ください。

3 令和7年度の定期減免の申請手続き（大学院生・外国人留学生のみが対象）

※緊急減免の申請は随時受け付けますが、事由によって必要な書類が異なり、また事由発生から3か月以内に申請が必要ですので、申請をご希望の方は早めに学生支援課にご相談ください。

（1）申請書類の受付期間 令和7年7月14日（月曜）から
令和7年8月8日（金曜）午後5時まで

（2）申請書類の提出方法 学生支援課窓口への持参もしくは郵送

※申請書類を郵送する場合は以下の要領によりお願いします

- ア 令和7年8月8日午後5時までに学生支援課に到着するように送付してください。
- イ 「簡易書留」郵便で送付してください。
- ウ 送付する封筒の表には以下のように記載してください

〒862-8502
熊本市東区月出3丁目1番100号
熊本県立大学 学生支援課 行
「授業料減免申請書類 在中」

※申請書類を持参する場合の学生支援課の窓口対応時間及び対応できない日

対応時間 午前8時30分から午後0時20分までの間及び

午後1時20分から午後5時15分までの間（最終日は午後5時まで）

対応できない日 土曜日、日曜日、祝日

(3) 提出が必要な申請書類

書類	注意事項
①授業料減免申請書 《別記第1号様式》	・原則、申請者（学生）本人が記入してください。 ・住所欄は、学生本人が現在居住している住所を、郵便番号も含めてもれなく記入してください。 ・申請理由欄は、できるだけ詳細に申請に至った理由を記入してください。
②授業料減免調査表	・原則、申請者（学生）本人が記入してください。 ・様式中の注意事項をよく読み、もれのないように記入してください。
③生計維持者を含む世帯全員の記載がある住民票 (コピー不可)	生計維持者の記載を含む、世帯全員の記載がある住民票を提出してください。 ※生計維持者の考え方については、枠下に記載がありますのでご確認ください。<u>基本的には「学生・生徒の学費や生活費を負担する人」を指し、原則として父母がこれに該当します。</u>
④令和7年度 市（町、村）税・県民税 課税（所得）証明書 (コピー不可) (令和6年の収入をもとにした課税証明書を指します)	【大学院生】 ・課税（所得）証明書は住民登録（R7.1.1現在）している市町村で発行されます。以下①～⑦の必要事項が確認できる書類を持参してください。（市町村によっては、下記の項目すべての記載が1枚の証明書に記載がなく、補足資料として追加で発行を依頼する必要があります。） 【証明書が必要な方】 ・生計維持者（2名いる場合は2名分） ・申請者本人 【必要項目】 ① 課税標準額 ② 市町村民税調整控除の額 ③ 市町村民税調整額 ④ 扶養親族数 ⑤ 本人該当区分（例：ひとり親、勤労学生等） ⑥ 合計所得金額 ⑦ 総所得金額等（項目がない場合は、「合計所得金額」と「繰越控除額」の記載） 〈その他確認事項〉 減免額算定基準額を算定するにあたり、以下の内容を確認

	します。 ① 生計維持者の氏名と人数 ② 政令指定都市に課税されているか ③ 令和7年（2025年）1月1日時点で生活保護法による生活扶助を受けているか →③について、生活保護を受けている場合は、そのことを証明できる書類を添付してください。 【外国人留学生】 令和6年（2024年）にアルバイト等の収入があった方は、住民税所得割が記載されている課税証明書を提出してください。 ＊令和6年（2024年）に来日し、昨年度日本国内での収入がない方は、学生支援課までご報告ください。
④奨学金を受給（または申請）中であることを示すもの（コピー可） ※入学手続完了後に授業料の減免の原因となる事実が発生し、当分の間就学が困難と認められる場合、この書類は提出不要です。	・決定通知書のコピーや申請書の控えなど、受給していること、あるいは既に申請していることを証明できる書類を提出してください。 ※入学手続完了後に授業料の減免の原因となる事実が発生し、当分の間就学が困難と認められる場合、別途関係書類の提出についてお知らせします。
⑤【外国人留学生の方のみ提出が必要な書類です】 収入状況等調書 《別記第3号様式》	・外国人留学生の方以外は提出の必要はありません。

※申請書類に不備があった場合は、不備を解消して速やかに再提出してください。再提出がない場合は、申請辞退とみなします。

※生計維持者に関する考え方は、日本学生支援機構が公開している「生計維持者について」の考え方をもとにしています。

（参考ページ QR コード）



(4) 結果の通知

上記の申請書類を期限内に不備なく提出していただいた場合に減免の審査を行います。

審査の結果は、9月後半を目途（審査状況により変動する場合があります）にお知らせする予定です。通知開始は、学内掲示等にてお知らせします。

【本件についてのお問い合わせ先】

熊本県立大学学生支援課 授業料減免担当

電話 096-383-7896